

## 民事訴訟最終通達書

訴訟番号 平成19年 (二) 第 87276 号

現在、貴殿は「総合消費料金未納分」につきまして、通信  
運営会社から「未だ連絡がない状態」として民事訴訟による  
訴状が提出されております。

このまま連絡無き場合、指定裁判所から特別書類通達後に  
出廷となり、原告側の主張が全般的に受理され、被告の給与  
及び動産物、不動産の差し押さえを執行官立会いのもと、強  
制執行し、「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に關しましては当局に  
て受け賜りますが、こちら「総合消費者民法特例法」による  
法務局認可通達書の為、「個人情報保護法」上、ご本人様の  
御連絡をお願い致します。

※万が一、身に覚えが無き場合、早急にご連絡下さい。

※裁判取り下げ最終期日は本世到着後3営業日以内とさせていただきます。

(管理課受付) 9:00~18:00 (休日) 土・日・祝日

03-

〒 東京都豊島区

(株)東日本情報管理センター